第三者行為（交通事故等）で介護サービスを

受ける時は市へ届出が必要となりました

○ 介護保険の被保険者の方は、交通事故などの第三者行為によって状態が悪化した場合でも介護保険サービスを受けることが出来ます。

○ ただし、介護保険サービスの提供にかかった費用は加害者が負担

するのが原則ですので、市が一時的に立て替えたあとで加害者へ請求することになります。

○ 市が支払った介護給付が第三者行為によるものかを把握する必要

があるため、平成２８年４月１日から、介護保険の第１号被保険者の方

が、交通事故等の第三者行為を起因として介護保険サービスを受けた場合は、届出が必要となりました。

○ 交通事故等により要介護等状態になった場合や、状態が悪化した

場合は、日野市健康福祉部介護保険課介護給付係へ届出をお願いし

ます。

**〈 問い合わせ先 〉**

**日野市健康福祉部介護保険課介護給付係**

**042-585-1111（内線）2434・2435**